

## 日本労働年鑑 第27集 1955年版

The Labour Year Book of Japan 1955

## 第三部 労働政策

## 第二編 治安対策

## 第二章 刑事訴訟法の改正

勾留期間の延長、黙否権の制限、権利保釈の範囲縮小などを中心とする刑事訴訟法の改正法案は昨五二年、第一三国会に提出され審議未了となり、第一四国会でも成立に至らなかったが、法務省では右の点のほかさらに次のような改正点を追加し、法制審議会の答申をまって第一五国会に提出する方針をとった。

一、検察官の警察官に対する指揮権を強化する—現行法では検察官は警察官に対して捜査上必要な一般的指示、指揮しかできず個々の事件についての具体的な指揮は、検察官が自ら捜査する場合しかできない建前になっているが、こんどは具体的な事件についても、必要があれば検察官が警察官を指揮できるようにする。

一、警察官の逮捕状の請求には、検察官を経由することにする—警察官が裁判官に逮捕状を請求する場合は、原則として検察官を経由して行うことに改め、検事正がとくに認めるときは経由しなくともよいことにする。現行法では検察官も警察官も独自に請求権をもっているが、指揮権強化の場合と同様の理由によって改正する。

一、検事総長、検事長、検事正は警察官適格審査会に対し、検察官の指示指揮に従わない警察官の懲戒、罷免を要求できることにする—現行法では懲戒、罷免の訴追を公安委員会に対して行うことができると定められているが、その手続法がまだ制定されていないため運用されなかった。こんどは警察官適格審査会が別に法律によって設けられるので、これに対応して、公安委員会にではなく、この審査会に懲戒罷免を要求できることに改める。

一、勾留中の被告が理由なく公判に出頭しない場合に、公判を開くことができるように改める—現行法では被告人が出頭しない場合は、公判は開けないのが原則で、軽罪についてだけ特定の出頭免除の例外があるにすぎないが、メーデー事件の公判などにみるように、被告人が故意に出廷を拒否して、このために公判が遅れる事例が生じているので、これに対処するために勾留中の被告人が理由なく出頭しないときは、不出頭のまま公判が開けるように改める。

諮問をうけた法制審議会では二月二二日刑事法部会を開いて次のような内容の答申案を決定した。

第一、検察官と司法警察職員との関係—刑事訴訟法第九十三条第一項では検察官の司法警察職員に対する一般的指示権が規定され、現行規定ではこの一般的指示は「公訴を執行するため必要な犯罪捜査の重要な事項に関する準則を定めるものに限られる」と定められているが、この一般的指示の解釈をめぐる検察、警察間で見解が対立し、検察庁ではこれには当然捜査に関する指示が含まれるとするのに対して警察当局ではこれを公訴の実行に必要なもの限定されるので捜査に関する指示は含まれないと解釈していた。そこでこの解釈上の紛議を解決するために同項を改正して「(一般的指示は)捜査を適正にし、公訴の遂行を完うするために必要な事項に関する準則を定めることにより行うものとする」と改め、

捜査に関する指示を含むことを明文化することにした。

第二、逮捕状の濫用防止に関する措置＝司法警察員は刑事訴訟法第九十九条第二項の規定により逮捕状を請求するについては検察官(検察官事務取扱検察官を除く。以下同じ)の承認を受けなければならないものとし、検察官が予め一般的に承認を与えた事件については、この限りでないものとする。裁判官は、逮捕状の請求が検察官の承認を要する場合に、その承認を受けていないことが明らかなきときは逮捕状を発付しないことができるものとする。

第三、勾留中の被告人の出頭拒否に関する措置＝被告人が出頭しなければ開廷することができない場合において、勾留されている被告人が公判期日に召喚を受け、正当な事由がなく出頭を拒否し、監獄官吏による引致を著しく困難にしたときは裁判所は被告人が出頭しないでも、その期日の公判手続を行うことができるものとする。

検察官の指揮権を強化しようとする右の追加改正点については警察側の反対が強く、閣議決定後自由党政務調査会が調整にのりだすなどのこともあったが、大体右の線で第一五国会に提出された。しかし同国会の解散のため審議未了となった。

政府は同法の改正をあきらめず第一六国会に法案を提出したが、七月二七日衆議院本会議で小林法務委員長がおこなった報告によれば、その提案理由は次のとおりである。

旧刑事訴訟法に対し、根本的な改正を加えた現行刑事訴訟法は制定当時の特殊事情から比較的短時日の間に立案実施されました関係上、実施四年半を経過した今日、わが国情にそわないこと等当初から法律自体に内在していた問題のうち、運用によっては解決することのできない点が、次第に明瞭になるとともに、現行法をもってしては、その後の社会情勢の変化に適應し得ない問題も現われましたので、現行法の基本的な性格を維持しつつ、運用上現実に障害のある点をさしあたり除去するのに必要な部分的改正を施そうとするものであります。

次に、本法案の主な改正点を御説明申し上げますと、第一は、起訴前の勾留期間であります。現行法では原則としてこれを十日以内とし、やむを得ない場合に限り、最大限十日の延長が認められているのでありますが、本案は、なお、特別の場合に限って、さらに五日だけ延長しようとし、又起訴後の勾留期間も、現行法では更新が行われても、原則として、三カ月に限られているのを禁錮以上の実刑の宣告があった後の勾留期間の更新は、裁判所の裁量にゆだねることとするのであります。

第二は、いわゆる権利保釈の除外事由を拡張しようとするものであります。すなわち、現行法で被告人が死刑又は無期の懲役若しくは禁錮に当る罪を犯した場合とあるのに加え、短期一年以上の刑に当る罪を犯した場合までこれを拡張するとともに、被告人が多衆(速記録原文のまま)共同して罪を犯した場合、及びいわゆる御礼まわりなどによって、被害者等に脅迫がましい態度をとる危険が多分にある場合にも、権利保釈を許さないこととするのであります。

第三は、勾留理由の開示に関するものでありまして、現行規定に開示における関係人の意見の陳述は口頭によりできることとなっているのを書面によってのみ行うことができることとしようとするものであります。

第四は、犯罪の捜査に関する検察官と司法警察職員との関係に関するものでありまして、これは二点についてであります。

その一つは、検察官のいわゆる一般的指示権を定めた第九十三条でありまして、

本条は、解釈上明確を欠くので、これを今回明確にしようとするものであり、その二は、第九十九条の逮捕状に関するものであります。

最近、司法警察職員による逮捕状の濫用に対する非難があるのにかんがみ、この弊害を除くため、司法警察職員が逮捕状を請求するには、原則として、検察官の同意を得なければならないこととしようとするものであります。

第五は、簡易公判手続を新たに設けようとするものでありまして、いわゆる重罪事件を除くその他の軽微な事件について、被告人が有罪の陳述のあった訴因に限り、関係人の意見を聴き、相当と認めるときは、簡易な手続によって審理を行い、その促進を図るとともに、よって生ずる余力を他の複雑困難な事件に振り向けもって、刑事裁判全体の迅速化と適正化を図ろうとするものであります。

第六は、控訴審における事実の取調の範囲を拡張したこと、すなわち、第一審判決後の被害の弁償その他の情状に関する事実については、控訴審においてもこれを考慮することができることとするとともに、第一審の当時から存在しながらやむを得ない事由によって、公判審理の過程において、法廷に顕出されなかった事実も、控訴趣意書に記載することができることとした点であります。

第七は、いわゆる供述拒否権告知の規定の改正でありまして、現行法では捜査機関が取調をするに際し、被疑者に対し、あらかじめ「供述を拒むことができる旨」を告げなければならないとありますのを、「自己に不利益な供述を強要されることがない旨」を告げなければならないと改めようとするもの等であります。

衆議院では小会派をのぞく五派の次のような共同修正案を可決、参議院でそれと異なる修正がおこなわれたが、七月三〇日衆議院で同院議決案が三分の二以上で再議決され、ここに同法案は成立、八月七日公布、十一月五日から施行された。

▽警察官の逮捕状請求権の制限(第九十九条)=警察官が逮捕状請求に当って検察官の同意を要するとの原案を削除、その代りに逮捕状を発付する裁判官が逮捕状の必要性を審査できることとし、同時に警察官の逮捕状請求権を公安委員会の指定する警部以上の者に限定する。

△起訴前の勾留期間の再延長(二百八条の二)=五日間の再延長を行うことができるものを内乱、外患、国交、騒じょうの犯罪の容疑者に限定した。差押における緊急処分(二百九条の二)=特殊の場合に差押令状なしにその物件のある場所を看守できることにする修正案を削除。

△簡易公判手続(二百九十一条の二)=簡易公判手続による決定を行うには裁判所は検察官、被告人および弁護人の意見を聞かなければならぬことに修正。(原案は被告人または弁護人の意見を聞くことになっている。)

△上訴放棄の禁止(三百六十条の二)=死刑および無期の判決に対する上訴は放棄できないことに修正。(原案は死刑の場合だけ放棄できない。)

なお最高裁判所では同法の施行にともない刑事訴訟規則を改正して同日施行したが、その要点は次のとおりである。

一、勾留理由開示期日に被告人または弁護人が許可を受けないで退廷し、または秩序維持のために裁判長から退廷を命じられたときは、その者の在廷しないままで勾留理由の開示を

することができる。

一、公安委員会が逮捕状請求権をもつ司法警察員を指定し、またこれを変更したときはその都度これを裁判所に通知する。

一、逮捕状の請求を受けた裁判官は、逮捕の理由があると認める場合でも、被疑者の年齢、境遇、犯罪の軽重、態様その他諸般の事情に照らし、被疑者に逃亡のおそれがなく、かつ罪証隠滅のおそれがない等、明らかに逮捕の必要がないと認めるときは逮捕状の請求を却下しなければならない。

また一〇月八日法務省で開かれた検察長官会同で犬養法相はいわゆる治安状況についてのべたのち、改正刑事訴訟法の運用について次のような訓示をおこなった。

本年に入り、一般犯罪情勢は概ね安定の傾向を示しており、公安関係では、昨年夏以来大規模な治安こう乱事犯はしばしその影をひそめ、また一部過激分子も近時その戦術を転換し表面的には組織および活動の公然性を強調しているものの他方において彼等の目的とする暴力革命達成の野望は、もとよりこれを放棄したものではない。あらゆる努力を傾注して強力な軍事組織を着々整備しつつ一せいで武装決起の機をうかがっていると認められ、その動向はわが国今後の治安情勢を大きく左右するものとして注目に値する。さる第一六回特別国会において、かねて懸案の刑事訴訟法の改正法律が成立し近く施行されることとなった。以下この運用に関し二、三所見を申し述べ各位の参考に供したい。

その一は主として勾留、保釈など身体の拘束に関する改正規定の運用についてである。これらの点に関する改正は実務運営上の必要最小限度に止まるものであったに拘らず、国会の審議過程においていわゆる逆コースの非難を見たことについては、将来これら規定の運用に当り常に治安の確保と人権の尊重との調和に意を用い、いささかなりとも濫用にならぬよう十分に相戒め、以て右の逆コースうんぬんの批評が全く誤解であることを身を以て一般国民に知らせたいと考える。なおこれに関連し弁護人の接見交通権に対する不当な制限が鋭い批判の対象となった点についても、併せて留意されたい。

その二は、検察官と司法警察職員との関係についてである。およそ犯罪の捜査に関して検察と警察とが緊密な協力関係に立つべきことは改めて申すまでもないので、仮りにその関係が円滑を欠くがごときことがあつては、治安機構に対する国民の信を失うものといわなければならない。

その三は、刑事裁判の審理促進に対する検察官の協力についてである。迅速な裁判の実現は、今回の改正の眼目の一つであつて簡易公判手続の創設、略式手続の改正、上訴権放棄制度の復活などがこれである。これらの改正規定が果して裁判の促進に寄与し得るか否かは、一にその運営に当り検察官の裁判所に対する協力如何にかかるところ極めて大なるものがある。

日本労働年鑑 第27集 1955年版

発行 1954年11月5日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 時事通信社

2001年10月16日公開開始